

別表1 個人市・県民税が課税される方

区 分	南砺市内に住所がある方	南砺市内に住所はないが 事務所又は家屋敷がある方 (家屋敷課税)
均等割	○	○
所得割	○	×

家屋敷課税の詳細については、関連リンク「家屋敷課税って何？」をご覧ください。

別表2 個人市・県民税が非課税となる方

区 分	扶養なしの場合	扶養ありの場合
均等割	合計所得が 38 万円以下 (給与収入で 93 万円以下) (年金収入で 65 歳未満 98 万円以下 65 歳以上 148 万円以下)	合計所得が 28 万 × (扶養人数 + 1) + 16 万 8 千円 + 10 万円 以 下
所得割	総所得が 45 万円以下 (給与収入で 100 万円以下) (年金収入で 65 歳未満 105 万円以下 65 歳以上 155 万円以下)	総所得が 35 万 × (扶養人数 + 1) + 32 万円 + 10 万円 以下

■その他、次の方には均等割、所得割とも課税されません。

- ・生活保護法による生活扶助を受けている方。
- ・障害者、未成年者、寡婦（夫）で、前年の合計所得 1 3 5 万円以下の方

※ 南砺市は地方税法施行規則第 9 条の 3 第 2 項で定める 3 級地であり、上記均等割の額は 1 級地の 8 0 % の率を採用し決められた金額です。